

2019年8月20日

各位

会社名 大和証券投資信託委託株式会社
(管理会社コード：13054)
代表者名 代表取締役社長 松下 浩一
問合せ先 経営企画部 岡田 美範

**ダイワ上場投信ートピックス・コア30／東証電気機器株価指数／東証銀行業株価指数
繰上償還および重大な約款変更に係る異議申立手続きの基準日設定のお知らせ**

当社は、以下のETF（上場投資信託）につきまして、繰上償還および重大な約款変更（以下「付随する約款変更」といいます。）を行うため、法令の規定に従い異議申立手続きを行うことを予定しております。2019年9月12日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該手続きにおいて異議を申立てることができる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、異議申立手続きにおいて、異議を申立てた受益者の保有受益権口数の合計が各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、2019年11月19日に当局への届出を行い、2019年12月19日付で約款変更を実施し、2019年12月20日を信託終了日として繰上償還する予定です。

記

1. 対象ファンド名（コード）

ダイワ上場投信ートピックス・コア30 (1310)
ダイワ上場投信ー東証電気機器株価指数 (1610)
ダイワ上場投信ー東証銀行業株価指数 (1612)

2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

・対象受益者の確定基準日	：2019年9月12日（木）
・異議申立期間	：2019年9月12日（木）から同年11月11日（月）まで
・繰上償還および約款変更の可否決定	：2019年11月18日（月）
・買取請求開始日（予定）	：2019年11月20日（水）
・買取請求終了日（予定）	：2019年12月9日（月）
・約款変更実施日（予定）	：2019年12月19日（木）
・信託終了日（予定）	：2019年12月20日（金）
・償還金支払い開始日（予定）	：2020年1月28日（火）

3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

・「監理銘柄（確認中）」への指定	：2019年8月20日（火）
・「整理銘柄」への指定	：2019年11月18日（月）
・東京証券取引所における最終売買日	：2019年12月18日（水）
・上場廃止日	：2019年12月19日（木）

4. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

① 信託期限を無期限から2019年12月20日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施

します。

- ② 金銭での支払いによる償還を行えるように変更します。

<理由>

- ① 各ファンドは2002年3月28日に設定され、17年にわたり運用を続けてまいりましたが、残高が増加せず、信託約款において繰上償還することができると定める受益権口数を下回っている状況です。今後も、残高の増加が見込みにくいと判断したため、以下の信託約款の規定に基づき、繰上償還を行います。

信託約款第49条（信託契約の解約）第1項（抜粋）

委託者は、受益権の口数が200万口（※）を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

※ ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数については、2,000万口

（各ファンドの受益権口数（2019年8月19日現在））

ファンド名	受益権口
ダイワ上場投信－トピックス・コア30	111 万口
ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数	102 万口
ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数	467 万口

- ② 繰上償還を円滑に行えるようにするため、信託約款の所要の変更を行います。

5. 異議申立手続き

2019年9月12日現在の各ファンドの受益者は、2019年9月12日から同年11月11日までの間、繰上償還および付随する約款変更に関して書面により異議を申立てることができます。各ファンドについて、異議を申立てた受益者が保有する2019年9月12日現在の受益権口数が、各ファンドの同日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合に、繰上償還および付随する約款変更が実施されます。

6. 繰上償還および付随する約款変更に関する異議を申立てた受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更に関する異議を申立てた受益者は、法令（※）に基づいて、2019年11月20日から同年12月9日までの間に、各ファンドの受託会社に対して、同年9月12日時点で保有する受益権について、当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、異議を申立てた受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

※信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条による改正前投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2

7. 取得申込および交換請求の停止

繰上償還および付随する約款変更が実施されることとなった場合、各ファンドの取得申込および交換請求は、2019年11月20日以降、受け付けないこととします。

8. 信託約款の新旧対照表

ダイワ上場投信－トピックス・コア 3 0
 ダイワ上場投信－東証電気機器株価指数
 ダイワ上場投信－東証銀行業株価指数

変 更 後	現 行
(信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から 2019年12月20日までとします。</u> (信託の計算期間) 第36条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2002年3月28日から7月10日までとし、<u>最終計算期間は、2019年7月11日から2019年12月20日までとします。</u> (名義登録と収益分配金および償還金の支払い) 第41条 (略) ②～⑥ (略) <u>⑦ 償還は、信託終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者（以下「信託終了時受益者」といいます。）を信託終了日現在における受益者として、当該信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。この場合、信託終了時受益者が信託終了日における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、委託者および受託者は当該所有者に対して償還金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。なお、当該信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u> <u>⑧ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、</u>	(信託期間) 第 5 条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</u> (信託の計算期間) 第36条 この信託の計算期間は、毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、第1計算期間は、2002年3月28日から7月10日までとします。 (名義登録と収益分配金の支払い) 第41条 (略) ②～⑥ (略) <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u>

変 更 後	現 行
<u>この場合における税法上の受益権1口あたり元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した金額とします。</u> ⑨ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行なうものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。</u> ⑩ <u>受託者は、支払開始日から10年経過した後に、第7項の信託終了時受益者にかかる償還金の未払い残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</u>	(新 設) (新 設)
第47条 (削 除) (償還金の時効) 第48条 受益者が、<u>償還金</u>について、<u>支払開始日</u>から10年間その<u>支払い</u>の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。	(信託終了時の交換等) 第47条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、<u>当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引き換えに交換するものとします。</u>この場合は、<u>第44条および第45条の規定に準じるものとします。</u> ② <u>委託者が信託の終了に関して指定する指定販売会社は、委託者が別に定める一定口数未満の受益権について買取るものとします。</u>この場合には、<u>当該指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u> ③ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定販売会社は、その所有にかかるすべての受益権を交換請求するものとします。</u>交換により引渡される株式に<u>当該指定販売会社の自社株式等が含まれる場合には、委託者は、受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</u> (交換にかかる時効) 第48条 受益者が、<u>第47条第1項の交換</u>について、<u>交換開始日から10年間その交換</u>の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

変 更 後	現 行
(質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。	(質権口記載または記録の受益権の取扱い) 第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付、交換株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

以上